

株 主 各 位

京都市伏見区竹田向代町505番地
株 式 会 社 白 鳩
代表取締役社長 服 部 理 基

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.shirohato.co.jp/ir/index.html>

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「白鳩」または「コード」に当社証券コード「3192」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月26日（金曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93
京都市サーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第51期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 池上 正氏に対する特別功労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主の皆様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.shirohato.co.jp/>) にてお知らせいたします。

ご来場の株主様への「お土産」の配付はございません。

本株主総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止への対応について

1. 当社の対応
株主総会に出席する役員及び係員についてはマスクを着用してご対応させていただく場合がございます。
2. ご出席を検討されている株主様へのお願い
当日までの健康状態に十分ご留意いただき、健康状態に不安を感じられた際はくれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
本株主総会にご来場の株主様においては、関係省庁から発表された直近の「基本的対処方針に基づく対応」に沿った感染対策を十分におとりいただき、出席することによる感染リスクについてはご自身で判断していただきますようお願い申し上げます。
3. ご来場される株主様へのお願い
ご来場の株主様のマスクの着用につきましては、株主様のご判断を尊重し任意とさせていただきます。また、受付にてアルコール消毒液と検温のご協力のお願いや、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、係員がお声掛けをさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
また、お席にご着席される際は他の方との間隔を空けてご着席いただくようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に向けた動きが加速され景気は緩やかに持ち直している一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、世界的なインフレや円安による下振れリスクを含みながら依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社の所属するEコマース市場では、総務省が2023年2月に発表した家計消費状況調査（二人以上の世帯）によると、2022年の年間ネットショッピング利用世帯の割合は52.7%と前年と同率となりました。また、支出額は、39,443円と前年の35,470円から増減率が11.2ポイント上昇しましたが、「衣類・履物」項目については1.3ポイント増に留まりました。行動制限緩和によって外出する機会が増えたことによる巣ごもり需要の一服、エネルギー情勢、原材料価格や物流コストの高騰、円安による電気、ガスや各種生活必需品の値上げの影響を受け、耐久消費財はもちろんのこと、非耐久消費財のなかでも「衣類・履物」項目については厳しい結果となりました。

このような経営環境のもと、当社は「感動するインナーライフっていいね！」という企業理念のもと、主にインナーウェアをインターネット上のさまざまなチャネルを通じて、個人のお客様に販売するEコマース（インターネット通販）事業を展開してまいりました。

当事業年度においても競合他社との差別化を図るため、ブルーミングスタイル事業部、ラヴィアドゥ事業部によるPB（プライベートブランド）商品の開発を積極的に進めてまいりました。この結果、全体売上に対するPBコラボ商品の比率は27.6%と前事業年度対比で1.1ポイント拡大しました。新型コロナウイルス感染症による影響によって、生産国のロックダウン等による生産遅延や調整が多発したなかで、僅かではありますが、プラス成長することができました。ブルーミングスタイル事業部においては、「HIMICO」が引き続き好調に推移し、当事業部の売上は前事業年度比119.4%と伸長し、ラヴィアドゥ事業部においては、「Mon cher pigeon*」が好調に推移し当事業部の売上は前事業年度比113.4%と伸長いたしました。国内販売においてもPB商品と同様に、NB（ナショナルブランド）メーカーの大幅な商品入荷遅延が継続しているものの、Yahoo!ショッピング（PayPayモール）は前事業年度比111.2%、Amazonは前事業年度比120.5%、Qoo10は143.0%とそれぞれ伸長いたしました。特に、PayPayモールにおいては、Yahoo!ショッピング（PayPayモール）Best Store Awards 2022「年間ベストストア2022」を昨年に引き続き第1位を受賞、au PAY マーケットにおいては、「ベストショップアワード2022」インナー・ルームウェアカテゴリ大賞を昨年に引き続き受賞し（9年連続）、多くのお客様からご支持をいただくことができました。

新型コロナウイルス感染症の影響による生産遅延、入荷遅延が多発し適切な時期での発売や在庫コントロールが困難ななか、各種クーポン施策、広告の最適化、ブランドセール、インフルエンサープロモーション、マッチングライブやライブコマースの開催等の施策をおこない、国内販売全体では前事業年度比

105.2%と前事業年度を上回りました。

一方で、海外販売においては新型コロナウイルス感染症による物流停滞のため、注文商品のキャンセルが相次ぎ、前事業年度比83.2%と苦戦を強いられました。

併せて、在庫の適正化を図るため、仕入先や仕入商品の品番数の絞り込みをおこないました。売れる商品にこだわり、品揃えを改善することで、お客様のニーズを追求いたします。

この結果、当事業年度の売上高は6,354,148千円（前事業年度比2.0%増）、営業利益は57,329千円（前事業年度は38,796千円の営業損失）、経常利益は33,178千円（前事業年度は67,827千円の経常損失）、当期純利益は73,891千円（前事業年度は223,123千円の当期純損失）となりました。

当事業年度につきましても、計画を下回る結果となりました。

上記のような業績の状況や今後の財務状況などを総合的に勘案した結果、株主の皆様への期末配当につきましては、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、ウェブサイトでのインナーショップ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

売上高の概況

期 別	第50期 2022年2月期		第51期 2023年2月期	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
売上高	6,231,324	100.0	6,354,148	100.0

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資（無形固定資産含む）の総額は、7,132千円であります。主なものは、本社物流センターへの投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金でまかないました。

(4) 会社が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は収束の動きがあるものの、商品入荷遅延等のこれまでの影響は、今後も継続すると見込まれます。また、円安や、原油高騰による原材料や輸送のコストアップによる仕入原価や発送運賃の上昇など、先行き不透明な状況は引き続き継続することが見込まれます。このような環境のもと、当社は、引き続き同業他社との差別化を図るためPBコラボ商品の売上構成比率の向上を進め、また、仕入原価の大幅な上昇は各種施策で補うとともに、この上昇分の販売価格への転嫁を慎重に進めてまいります。更に、取扱商品の厳選や品番数の整理による在庫の適正化を継続し、組織連携の強化による業務効率の向上、コストの見直しや削減を図ることによる損益構造の見直し等、各種課題に継続して取り組んで、収益の確保に努めてまいります。

また、当社は2021年11月18日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を東京証券取引所に提出・開示し、計画に基づいた取り組みを進めてまいりましたが2023年2月28日現在、その基準を充たしておりません。当初、2024年2月としておりました計画期間を2025年2月に変更し、新たな課題を追加し引き続き以下の取り組みを進めてまいります。

1. NB（ナショナルブランド）メーカーのEC市場参入による競争激化に対応するため、PB（プライベートブランド）商品の拡充（継続取り組み）
2. 不採算事業からの撤退による経費圧縮と収益改善（継続取り組み）
3. 仕入先及び仕入商品の品番数の絞り込みとMD（マーチャンダイジング）の強化
4. 本店サイトの強化（2025年2月期までの取り組み）

なお、2023年4月13日付で「上場維持基準の適合に向けた計画の進捗状況及び計画書の更新」を東京証券取引所に提出・開示いたしました。

（当社ウェブサイト <https://www.shirohato.co.jp/ir/index.html> をご参照ください。）

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期 2019年3月1日から 2020年2月29日まで	第49期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで	第50期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで	第51期 (当事業年度) 2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高 (千円)	5,251,053	5,694,008	6,231,324	6,354,148
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△68,244	△210,530	△67,827	33,178
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△138,699	△287,299	△223,123	73,891
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△20円84銭	△43円16銭	△33円52銭	11円10銭
総資産 (千円)	5,657,473	7,234,533	6,484,050	6,287,229
純資産 (千円)	2,646,437	2,359,138	2,136,014	2,202,986
1株当たり純資産額	397円60銭	354円44銭	320円92銭	330円98銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区	60,359	鉄道事業等	40.17	資本業務提携・ 役員等の受入

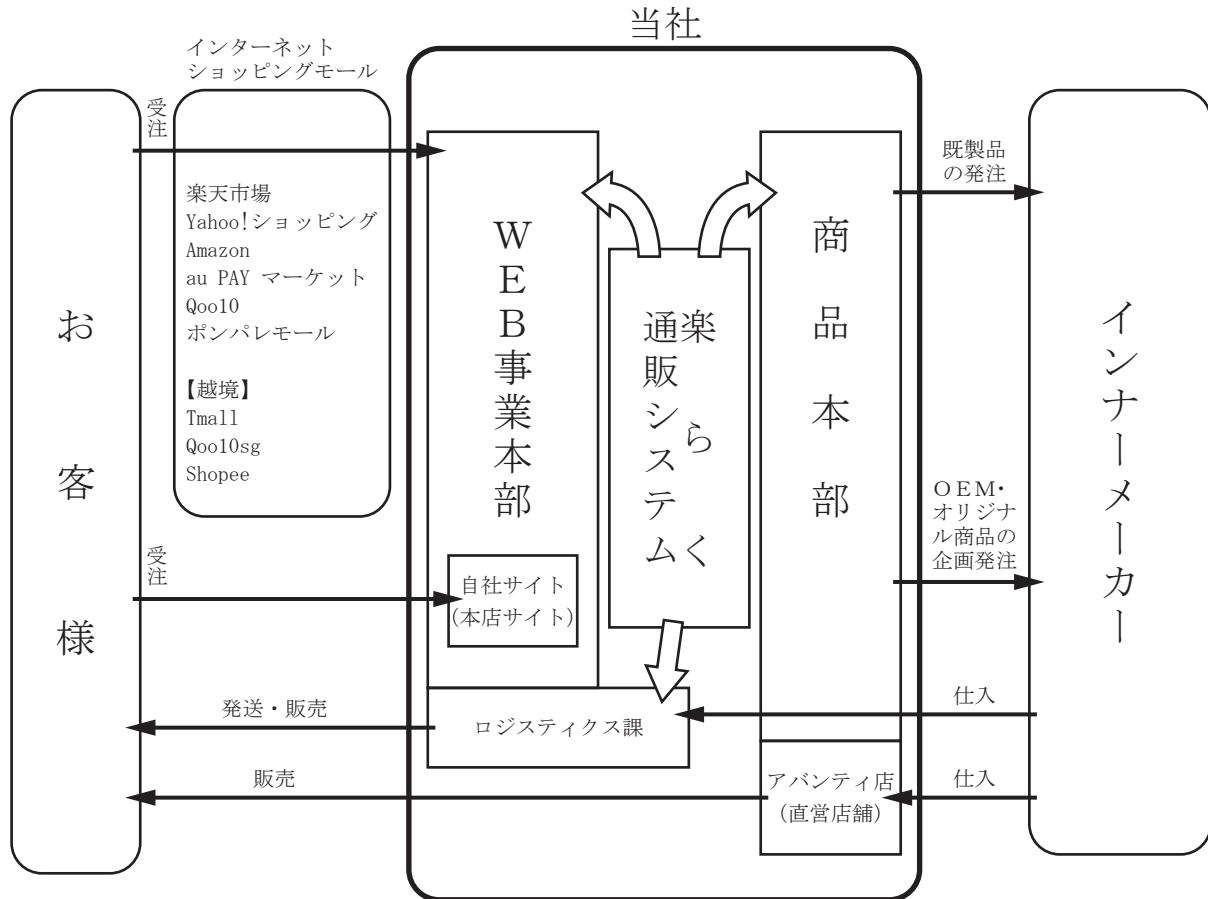
(注) 当社は、親会社である小田急電鉄株式会社と極度貸付契約を締結しておりますが、当該取引にあたっては、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当社取締役会は同社との貸借取引から生じる金利は市中金利に連動していることから適正であり、当社の利益を害する取引ではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社は、主に個人顧客に対し、インターネット上のさまざまなチャネルを通じてインナーウェアを提供しております。主なチャネルとして、自社サイト、楽天市場、Amazon及びYahoo!ショッピング、au PAY マーケット等のショッピングモールサイト並びに自社スマートフォンサイトがあります。また、仕入商品選定のためのアンテナショップとしての機能を持たせるとともに、WEB事業の顧客に安心感を与えることを目的として京都市内に直営店舗を有し、インナーウェアの販売を行っております。



(8) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

本	社	京都府京都市伏見区
営	業	東京都渋谷区
店	舗	アバンティ店
		京都府京都市南区

(9) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名	1名増	39.1歳	7.1年

(注) 上記従業員のほか、臨時雇用者81名が在職しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
小田急電鉄株式会社	2,000,000千円
シンジケートローン	1,312,500千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計4行からの協調融資によるものであります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月31日付で小田急電鉄株式会社との資本業務提携の解消、並びに小田急電鉄株式会社からの借入金の全額を返済いたしました。これにより小田急電鉄株式会社が当社の親会社に該当しないこととなりました。なお、詳細につきましては2023年3月17日付公表の「小田急電鉄株式会社との資本業務提携の解消、並びに親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <https://www.shirohato.co.jp/ir/index.html>)

2. 会社の株式に関する事項（2023年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,669,700株（自己株式13,738株を含む）
 (3) 株主数 1,915名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	2,673	40.16
池 上 勝	545	8.19
池 上 正	513	7.72
伊 藤 真 吾	333	5.01
株 式 会 社 ア イ テ イ フ ォ ー	200	3.00
株 式 会 社 S B I 証 券	173	2.61
弘 田 敬 子	138	2.08
弘 田 了	138	2.08
京 都 中 央 信 用 金 庫	111	1.66
イ シ ザ カ ト シ ユ キ	89	1.34

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式（13,738株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
服部 理基	代表取締役社長	
田邊 隆	取締役商品本部担当	
山本 武史	取締役	小田急電鉄株式会社 グループ経営部長
清水 恒夫	取締役	
弘田 了	監査役（常勤）	
橋本 宗昭	監査役	
岩永 憲秀	監査役	岩永公認会計士事務所 代表 ひかり監査法人 統括代表社員
平尾 嘉晃	監査役	

- (注) 1. 取締役清水恒夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役橋本宗昭氏、監査役岩永憲秀氏及び監査役平尾嘉晃氏は社外監査役であります。
3. 監査役岩永憲秀氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役平尾嘉晃氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有するものであります。
5. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2022年5月27日開催の第50回定時株主総会において、取締役に田邊 隆氏が新たに選任され就任いたしました。
- (2) 2022年5月27日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長池上勝氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2023年3月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。
- 田邊 隆氏は、取締役商品本部担当から取締役商品事業本部担当に就任いたしました。
8. 山本武史氏は、2023年3月31日付で取締役を辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員及び取締役山本武史氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者は当社の取締役及び監査役全員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。ただし、当該保険契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため犯罪行為・詐欺行為・意図的な違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 役員報酬等の額の決定に関する方針と手続

役員報酬等については、中長期的な企業価値の向上と経営目標の達成による持続的な成長を促進するため各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定するものとする。

役員報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の決定に基づき、代表取締役社長に一任し、取締役会により委任された代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各々の経営能力、貢献度等を考慮して決定する権限を有しているものとする。

また、監査役報酬は監査役の協議により決定するものとする。

b. 役員報酬等の内容

・取締役報酬

基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会で決議された報酬総額の限度内とし、譲渡制限付株式報酬の総額は株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬総額の限度内とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は株主総会で決議された総数の限度内とする。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として当社独自に設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。

基本報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し毎月現金で支払うものとする。

譲渡制限付株式報酬は原則として各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、また当社の当該事業年度の業績や財務状況を踏まえたうえで付与の可否を決定し、付与する場合は年1回当該事業年度終了後に付与するものとする。

譲渡制限付株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、付与の可否及び割当数は、業績を総合的に勘案し各取締役の固定報酬の額を基準として決定する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、その客観性・妥当性を担保するために、類似業種かつ類似規模である相当数の他企業における報酬構成割合との水準比較・検証を行い、当社の財務状況等も踏まえたうえで、設定するものとする。

・監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。基本報酬は原則として各監査役が担う役割・責務等に応じて決定し毎月現金で支払うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)			
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (1)	41,255 (1,340)	41,255 (1,340)	— (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	15,226 (4,020)	15,226 (4,020)	— (—)	— (—)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	56,481 (5,360)	56,481 (5,360)	— (—)	— (—)

- (注) 1. 上記には、2022年5月27日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年11月28日開催の第45回定時株主総会において、年額100百万円以内(うち社外取締役年額20百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。また、金銭報酬とは別枠で2017年11月28日開催の第45回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年55,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年11月25日開催の第39回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長 服部理基氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績などを踏まえた譲渡制限付株式報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2022年5月27日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し113,803千円の役員退職慰労金を支給しております。

また、当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、取締役1名に対し17,092千円、監査役1名に対し3,859千円となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・ 監査役岩永憲秀氏は、岩永公認会計士事務所の代表及びひかり監査法人の代表社員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分 及 び 氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 並 び に 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清 水 恒 夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、元経営者として豊富な経験と幅広い知識から、客観的・中立的立場で当社の事業運営への適切な監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 橋 本 宗 昭	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、元経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 岩 永 憲 秀	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 平 尾 嘉 晃	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,900千円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針並びに運用状況に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を制定し、役職員はこれを遵守する。
- ② 「取締役会規程」、「就業規則」をはじめとする社内規程を制定し、役職員はこれを遵守し健全な企業経営を目指し、経営理念の実現に向け活動する。
- ③ 経営企画室をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、道徳を背景とした企業経営を目指す。
- ④ 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査担当を選任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は磁気的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ② 文書管理部署である総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- ② 日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業理念」、「経営理念」、「基本方針」、「経営目標」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- ② 内部監査による業務監査により、会社の業務全般にわたる法令遵守と適正かつ正確化を確保する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ② 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役が行うこととする。
 - ③ 当該使用人の人事異動については、事前に監査役の同意を得ることとする。
 - ④ 当該使用人の懲戒処分を行う際は、事前に監査役会に報告し、あらかじめ監査役会の承諾を得ることとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ② 監査役への報告・情報提供は速やかに文書をもって行う。
 - ③ 取締役及び使用人は、法令違反行為等又は、違反に該当する恐れがあるものについて、通常の職制ラインを通じて通報が出来ない場合は、内部通報制度の窓口である小田急グループ・コンプライアンスホットラインに対して相談又は通報を行うものとする。
 - ④ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないこととする旨を社内規程に規定する。
 - ⑤ 通報者が通報又は相談を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処置を講じる旨を社内規程に規定する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役又は監査役会が、監査の実施のために必要な費用を請求するときは、監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとする。
 - ② 代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ③ 監査役は、取締役会をはじめ、常勤役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ④ 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ② 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施

し、財務報告の適正性の確保に努める。

(10) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
 - ・ 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ・ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。
- ② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ・ 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とする。
 - ・ 反社会的勢力の排除を推進するために総務部を統括部署とする。
 - ・ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ・ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から反社会的勢力排除のための情報の収集を行う。
 - ・ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平時から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

当社の取締役会は、取締役4名（内、社外取締役1名）で構成されており、毎月1回、取締役及び監査役が出席する定例取締役会を開催しており、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監視を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、常勤役員会等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

なお、当社は、内部監査部門による内部統制の運用状況のモニタリングにおいて大幅な改善を必要とする不備は指摘されておらず、監査役会においても当該運用の状況について特段の指摘を行う事象がないことを確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,086,047	流動負債	4,007,420
現金及び預金	692,314	支払手形	9,162
売掛金	246,482	電子記録債権	100,909
商品	1,065,928	買掛金	271,399
貯蔵品	29,594	短期借入金	2,000,000
前渡金	873	1年内返済予定の長期借入金	1,312,500
前払費用	27,743	前受金	6,050
未収入金	23,439	前受収益	349
その他	357	未払金	163,346
貸倒引当金	△687	未払費用	63,635
固定資産	4,201,181	未払法人税等	8,997
有形固定資産	4,117,478	未払消費税等	1,978
建物	2,291,050	預り金	4,103
構築物	40,090	契約負債	28,490
機械及び装置	469,541	賞与引当金	32,880
工具、器具及び備品	24,868	その他の	3,616
土地	1,291,928	固定負債	76,821
無形固定資産	29,368	長期未払金	20,952
商標権	1,769	資産除去債務	869
ソフトウェア	27,599	その他の	55,000
投資その他の資産	54,334	負債合計	4,084,242
出資金	810	(純資産の部)	
差入保証金	5,001	株主資本	2,202,986
敷金	6,640	資本金	1,196,654
破産更生債権等	1,184	資本剰余金	1,186,654
長期前払費用	1,601	資本準備金	1,186,654
繰延税金資産	40,173	利益剰余金	△180,233
貸倒引当金	△1,076	利益準備金	1,500
資産合計	6,287,229	その他利益剰余金	△181,733
		繰越利益剰余金	△181,733
		自己株式	△87
		純資産合計	2,202,986
		負債純資産合計	6,287,229

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額	
売上 売上 販売 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業 営業	上		6,354,148	
	上		3,924,827	
	上		2,429,321	
	上		2,371,992	
	上		57,329	
	受	取	3	
	受	取	17	
	受	取	220	
	受	取	269	
	受	取	809	
	受	取	954	
	受	取	519	
	受	取	2,612	
	受	取	1,381	
	受	取	1,405	
受	取	532	8,725	
支	払	25,655		
支	払	2,000		
支	払	3,649		
支	払	1,570	32,875	
経	常		33,178	
特	別			
特	別	2,170		
特	別	24,309	26,479	
特	別			
特	別	22,760	22,760	
税	引		36,898	
税	引	3,240		
税	引	△40,233	△36,993	
当	期		73,891	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,196,654	1,186,654	1,186,654	1,500	△248,705	△247,205	△87	2,136,014	2,136,014
会計方針の変更による 累積的影響額					△6,919	△6,919		△6,919	△6,919
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,196,654	1,186,654	1,186,654	1,500	△255,624	△254,124	△87	2,129,095	2,129,095
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					73,891	73,891		73,891	73,891
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	73,891	73,891	—	73,891	73,891
当 期 末 残 高	1,196,654	1,186,654	1,186,654	1,500	△181,733	△180,233	△87	2,202,986	2,202,986

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
建物以外	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてインターネットを通じてインナーウェアの販売を行っております。当該販売について

は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社の顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 国内販売に係る収益認識

出荷時から顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

(2) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で計上しております。

(3) 自社ポイント

商品販売に伴い付与するポイントについて、付与したポイント分から将来の失効見込み等を控除した相当額を「契約負債」として計上しております。

(4) 他社ポイント

商品販売時に顧客へ他社が付与するポイントについて、付与したポイント相当額を販売時の売上高から控除し計上しております。

(5) 返品に係る収益認識

返品されると見込まれる商品について、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として、顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として計上しております。

(6) 海外販売に係る収益認識

出荷時点で売上を計上していた販売の一部について、顧客に商品が届いた時点で計上しております。

不動産収入に係る売上高は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき売上高を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) ポイント制度に係る収益認識

① 自社ポイント

商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、将来利用されると見込まれるポイント相当額を「ポイント引当金」として計上しておりましたが、付与したポイント分から将来の失効見込み等を控除した相当額を「契約負債」に計上する方法に変更しております。

② 他社ポイント

商品販売時に顧客へ他社が付与する運営するポイントについて、従来は、販売時に収益を認識するとともに、付与したポイント相当額を「販売促進費」として計上しておりましたが、付与したポイント相当額を販売時の売上高から控除する方法に変更しております。

(3) 返品に係る収益認識

返品されると見込まれる商品について、従来は、販売時に返品されると見込まれる商品の売上総利益相当額を「返品調整引当金」として計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として、顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産とする方法に変更しております。

(4) 海外販売に係る収益認識

出荷時点で売上を計上していた販売の一部について、顧客に商品が届いた時点で計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は171,456千円減少し、売上原価は49,263千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,399千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は6,919千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は「契約負債」として表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	40,173千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。当社は過去実績や直近の事業環境等に基づき、PB（プライベートブランド）商品における市場の成長率を上回る売上高の増加、NB（ナショナルブランド）商品における競合他社との価格競争による市場の成長率を下回る売上高の増加及び売上原価率の上昇を主要な仮定として売上高や売上原価を見積もっております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済環境の変動などによる影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 824,555千円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務
親会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債務 2,000,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,289,793千円
土地	1,291,928千円
計	3,851,722千円

(2) 担保に係る債務

短期金銭債務	2,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,312,500千円
計	3,312,500千円

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 | |
| 売上原価 | △12,394千円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 親会社との取引高 | |
| 営業外取引高 | 17,999千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|--|------------|
| 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 6,669,700株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 13,738株 |
| 3. 剰余金の配当に関する事項 | |
| (1) 配当金支払額 | |
| 該当事項はありません。 | |
| (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの | |
| 該当事項はありません。 | |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	190,175千円
棚卸資産評価損	6,408千円
賞与引当金	10,038千円
貸倒引当金超過額	538千円
減価償却超過額	12,841千円
契約負債	8,698千円
その他	5,472千円
繰延税金資産小計	234,173千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△181,016千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,841千円
評価性引当額小計(注)1	△193,857千円
繰延税金資産合計	40,315千円

繰延税金負債

建物(資産除去債務)	△49千円
その他	△92千円
繰延税金負債合計	△141千円

繰延税金資産(負債)の純額

40,173千円

(注) 1. 評価性引当額が37,533千円減少しております。この減少の主な要因は、繰越欠損金に係る評価性引当額95,065千円、託児所に係る減価償却超過額12,841千円等を認識したこと、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が減少したためであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区	60,359	鉄道事業等	(被所有) 40.17	資本業務提携・役員等の受入	資金の借入(注)2	2,000,000	短期借入金	2,000,000
							支払利息(注)2	17,999		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の借入に係る取引は、小田急電鉄株式会社よりの直接借入(極度貸付)に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器及び車両の一部をリース契約により使用しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。当社は親会社である小田急電鉄株式会社より借入を行っております。また、金融機関からシンジケートローンにより調達した資金については、専ら本社物流センターの取得資金に充当しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金、未払金並びに未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金と本社物流センター取得資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後1年以内であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(顧客の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、販売管理規程に従い外部の与信管理システムで与信照会をし、適切に不良債権の発生軽減に努めております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	692,314	692,314	—
② 売 掛 金	246,482	246,482	—
資 産 計	938,797	938,797	—
① 支 払 手 形	9,162	9,162	—
② 電 子 記 録 債 務	100,909	100,909	—
③ 買 掛 金	271,399	271,399	—
④ 短 期 借 入 金	2,000,000	2,000,000	—
⑤ 未 払 金	163,346	163,346	—
⑥ 未 払 法 人 税 等	8,997	8,997	—
⑦ 長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	1,312,500	1,312,500	—
負 債 計	3,866,314	3,866,314	—

出資金

これらの時価は市場価格がないため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	当事業年度 (2023年2月28日)
出 資 金	810
計	810

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (千円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
1年内返済予定の長期借入金	—	1,312,500	—	—
負 債 計	—	1,312,500	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1年内返済予定の長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、京都府において賃貸用のビル（旧本社、土地を含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は43,324千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期中増減額及び当期末時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		当事業年度 (2023年2月28日現在)
貸借対照表計上額	当期首残高	651,560
	当期中増減額	△15,592
	当期末残高	635,967
当期末時価		820,893

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当期中増減額は減価償却費(15,592千円)による減少であります。
 3. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいた金額であります。

(収益認識に関する注記)

当社はウェブサイトでのインナーショップ事業の単一セグメントであり、サービスごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	WEB事業	合計
売上高		
EC事業国内	6,085,575	6,085,575
EC事業国外	147,881	147,881
その他	54,691	54,691
顧客との契約から生じる収益	6,288,148	6,288,148
その他の収益	66,000	66,000
外部顧客への売上高	6,354,148	6,354,148

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行業務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	291,052
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	246,482
契約負債（期首残高）	25,070
契約負債（期末残高）	28,490

契約負債は当社が顧客に付与したポイントのうち、期末時点で履行義務を充足していない残高であります。

なお、当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、25,070千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 330円98銭

2. 1株当たり当期純利益 11円10銭

(注) 算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益 73,891千円

普通株式に係る当期純利益 73,891千円

普通株式の期中平均株式数 6,655,962株

(重要な後発事象に関する注記)

(多額な資金の借入)

当社は、2023年3月17日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことについて決議し、実行いたしました。

1. 契約締結の目的

小田急電鉄株式会社との資本業務提携の解消に伴い小田急電鉄株式会社からの借入金の全額返済に加えて、既存シンジケートローンのリファイナンスを行うためにシンジケートローンの契約及び資金の借入れを行うものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

- (1) 極度金額：1,000,000千円
- (2) 契約締結日：2023年3月28日
- (3) コミットメント期間：2023年3月31日から1年後の応当日の前営業日まで
- (4) 担保：当社所有の土地及び建物
- (5) アレンジャー兼エージェント：株式会社三菱UFJ銀行
- (6) 参加金融機関：株式会社三菱UFJ銀行他

3. タームローン契約の概要

- (1) 組成金額：2,112,500千円
- (2) 契約締結日：2023年3月28日
- (3) 借入実行日：2023年3月31日
- (4) 満期日：2028年3月31日
- (5) 担保：当社所有の土地及び建物
- (6) アレンジャー兼エージェント：株式会社三菱UFJ銀行
- (7) 参加金融機関：株式会社三菱UFJ銀行他

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社 白 鳩
取締役会 御 中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 村 源
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 江 口 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社白鳩の2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2023年3月17日開催の取締役会において、小田急電鉄株式会社との資本業務提携の解消に伴い小田急電鉄株式会社からの借入金の全額返済に加えて、既存シンジケートローンのリファイナンスを行うためにシンジケートローンの契約及び資金の借入れを行うことについて決議し、実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月26日

株式会社白鳩 監査役会

常勤監査役	弘	田	了	印
社外監査役	橋	本	宗昭	印
社外監査役	岩	永	憲秀	印
社外監査役	平	尾	嘉晃	印

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役山本武史氏は、2023年3月31日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有株式数
1	再任 はつ どり まさ き 服 部 理 基 (1961年3月21日生)	2004年7月 (株)アルメックス(現トーヨー技研(株)) 取締役 管理部長 2009年4月 (株)協美取締役(非常勤) 2011年8月 当社入社 管理部長 2011年11月 当社取締役管理部長 2015年12月 当社取締役 管理本部長 2016年9月 当社取締役 情報システム部担当兼管理部長 2017年8月 当社取締役 管理本部長 2019年5月 当社取締役 経理部兼総務部担当 2020年3月 当社取締役 管理本部担当 2021年4月 当社代表取締役社長(現任)	12,000株
2	再任 た なべ たかし 田 邊 隆 (1957年2月13日生)	1979年4月 (株)エルメ入社 2003年4月 (株)チュチュアンナ入社 2008年2月 (株)ブルームス設立 代表取締役 2015年2月 当社入社 ブルーミングスタイル事業部長 2017年8月 当社仕入本部 ブルーミングスタイル事業 部長 2019年5月 当社商品開発統括 ブルーミングスタイル 事業部長 2020年3月 当社商品本部 ブルーミングスタイル事業部長 2022年5月 当社取締役商品本部担当 2023年3月 当社取締役商品事業本部担当(現任)	5,500株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> し み づ つね お 清 水 恒 夫 (1948年10月30日生)	1971年3月 ㈱ワコール(現㈱ワコールホールディングス)入社 1983年12月 ホンコンワコール㈱社長 1991年1月 ワコールフランス㈱社長 2002年6月 ㈱ワコール執行役員ワコールブランド事業本部大阪店(専門店担当)店長 2005年6月 同社常務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2006年4月 ㈱ワコール専務執行役員 2006年6月 同社取締役・専務執行役員 2008年4月 同社取締役・専務執行役員 営業統括担当補佐 2008年6月 ㈱ワコールホールディングス取締役 2013年7月 当社顧問 2013年11月 当社社外取締役(現任)	一株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> す が わ ら と も き 菅 原 知 樹 (1978年6月2日生)	2001年4月 ㈱松山電子計算センター入社 2008年5月 ㈱ブーティー入社 2011年1月 当社入社 2016年5月 当社ソリューション本部 情報システム部長 2019年5月 当社ソリューション事業部長 2023年3月 当社WEB事業本部長兼ソリューション事業部長(現任)	6,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 清水恒夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水恒夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、元経営者として豊富な経験と幅広い知識を有していることから、客観的・中立的立場で当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと期待したためであります。
4. 清水恒夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年6ヶ月となります。なお、当社は清水恒夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、清水恒夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 池上 正氏に対する特別功労金贈呈の件

池上 正氏は、2021年5月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任されました。池上 正氏は、取締役就任時より、常務取締役、取締役副社長、代表取締役社長を歴任し、当社の発展に多大な貢献をされました。本来であれば、取締役退任時に役員退職慰労金を支給するべきでありましたが、当時の経営状況を鑑み支給を見送りさせていただきました。この度、4期ぶりに黒字化を達成いたしましたので、在任中の労に報いるため、退任時の役員退職慰労金規程の範囲内で、退職慰労金に相当する特別功労金を贈呈することといたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、予め取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って、取締役会における審議を経て本株主総会へのご提案を決定しており、相当であると判断しております。

特別功労金贈呈の対象となる池上 正氏の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
いけがみ 池上 ただし 正	2002年6月 当社取締役
	2007年3月 当社常務取締役
	2011年11月 当社取締役副社長
	2017年11月 当社代表取締役社長
	2020年3月 当社取締役副社長
	2021年4月 当社取締役
	2021年5月 当社取締役退任

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93

京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1



- JR 京都駅より
 - (1) JR 山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車 西へ徒歩5分
 - (2) タクシーで約10分
 - (3) 市バス乗り場C5
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩5分
- JR 丹波口駅より 西へ徒歩5分

ご来場の株主様への「お土産」の配付はございません。